

広島市告示第198号
令和7年4月1日

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の附則第2条第1項による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西新天地公共広場の使用料収納事務を次のとおり委託したので、告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

呉市中通一丁目3番16号
株式会社エムケイ興産
代表者 代表取締役 宮下 佳昌

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで